金文通解

嬭加編鐘

キーワード 東周金文 編鐘 隋仲嬭加 曾侯寶 楚

要处

的に同一国名として解決したと言える。 見られ、 である。 編鐘銘文には器主名の嬭加が示されており、 主が曾侯寶であることが示されている。また、M169 出土の銅缶及び 棗樹林墓地發掘の五座の曾侯及びその夫人墓は、斜めになった墓道を 族墓地である。近年發掘された文峰塔墓地と同様義地崗墓群に屬する。 二〇一九年五月に發掘された棗樹林墓地は、春秋中、 「甲」字形大型墓である。 「余文王之孫」等の記述からは、 曾侯與鐘の銘文 M169 出土の銅缶上の銘文には、 楚王は曾国を 「稷之玄孫」と對照させることができる。 「隨」と稱しており、 M168 出土の銅鼎及び編鐘銘文には器 曾國が文王の後裔であることが また、M169 出土の編鐘銘文 「楚王媵隨仲嬭加」の記述が この兩座墓は並穴合葬墓 「曾隨の謎」 晩期の曾國貴 問題は基本

二〇一九年發掘収穫」『江漢考古』二〇一九年第三期に依る。以下①「發器名の爛加編鐘(湖北省文物考古研究所他「湖北随州棗樹林墓地

笠 川 直 樹

時代 春秋中期 [『春秋左氏傳』に據って推し量れば、前五七○年頃。]

出土

二〇一九年五月、隨州棗樹林墓地 M169 から出土した (圖①)、

同じ。

『集韻』

母婢切をとって字音は「ビ」とする。

掘収穫」

と略称する)

嬭加の嬭は、

春秋期の楚國の族姓である羋字と

列は、 る。 側に配置されている。 M190 は夫人の嬭漁とされている。 人の嬭加とされている。またその北にあるM191の墓主は曾侯求、 十四·三 m。 東西向。 る る。 四組十九器の銘のある編鐘。 (圖 ②)。 M168、M169 せ、 1 夫人墓を北に、 墓室は六・四m×五・四mの長方形。墓道を合わせた総長は 「發掘収穫」 M169 は、 出土器物の銘文から、 曾侯墓を中間に、 傾斜のある帯状の墓道を持つ、甲字型大墓であ 大墓の外側には中、 M168の南に十一m離れた場所にある。 棗樹林墓地の東南部には文峰搭墓地があ M168 の墓主は曾侯寶、 ともに北から南に向けた墓地の配 付属の馬抗と車馬抗が南の両 小型墓が放射線状に分布す M169 は夫 墓地は

 $\stackrel{-}{=}$





曾侯寶、夫人嬭加合葬墓 M168 下 M169 上『江漢考古』 二〇一九年第三期圖②

④陳民鎮



墓葬分布図、『考古』二〇二〇年第七期(圖①)

②湖北省文物考古研究所他

「湖北随州市棗樹林春秋曾国貴族墓

地

『江漢考古』二〇一九年第三期。

『考古』二〇二〇年第七期

①湖北省文物考古研究所他

「湖北随州棗樹林墓地二〇一

九年發掘収

◎考釋のあるもの

三期 ①郭長江他 「嬭加編鐘銘文的初歩釋讀」『江漢考古』二〇一九年第

②夏立秋 網站論文二〇一九年八月 「嬭加編鐘銘文補釋」 复旦大学出土文献与古文字研究中

http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/4453〔二〇二二年二 一十八日閲覧。 以下閲覧日は同じ〕

月

文二〇一九年八月 ③陳民鎮「嬭加編鐘銘文謄義」清華大学出土文献研究與保護中 心

https://pan.baidu.com/s/1MxjPuN9WrCZ9reIbeOUjMQ

https://pan.baidu.com/s/1cIXNmgvQYZR6E_kt4Msjfw 「嬭加編鐘銘、 禹之堵解」同右二〇一九年八月

⑤陳民鎮「說見於嬭加編鐘等銅器的一個代詞」同右二〇一 九年八月

⑥黄國偉、 https://pan.baidu.com/s/10yi3iqjJa37AoO9WRR2KXg 胡寧 「嬭加編鐘〔文王之孫、穆之元子〕補正」(上海大

學歷史系上海寶山二〇〇四四四二〇一九年八月十二日〕

心網站論文二○一九年八月⑦小新「新見嬭加編鐘銘文補說」复旦大学出土文献与古文字研究中

http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/4454

⑧呉冬明「嬭加編鐘銘文補釋並試論金文所見曾楚交往的政治辞令」

二〇二〇年五月十日

⑨王寧「嬭加編鐘和清華簡『江漢考古』二〇二〇年三期

《筮法》中的遊字」棗莊廣播電視台

的初步研究」『出土文物』二〇二〇年専集 ⑩陳斯鵬「曾楚周關係的新認識随州棗樹林墓地 M169 出土编鐘銘文

⑩郭長江等「曾公求编鐘銘文初步釋讀」『江漢考古』二〇二〇年一

二〇二〇年一二月二十三日。
立物考古研究所・复旦大学出土文献与古文字研究中心网站論文改李永康「春秋曾侯夫婦墓的認定與曾公求『至于桓庄』考」武漢市

http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/4735

月二五日)http://www.fdgwz.org.cn/Web/Show/5819個黃庭頎「孀加編鐘銘文寫作格式及書寫特徵研究」第三二屆中國文字學國際學術研討會議程及論文下載二〇二一年五月三日字學國際學術研討會議程及論文下載二〇二一年五月三日字學國際學術研討會議程及論文下載二〇二一年五月三日字學國際學術研討會議程及論文下載二〇二一年五月三日字學國際學術研討會議程及論文下載二〇二一年五月三日字學國際學術研討會議程及論文下載二〇二十年五月三日字學國際學術研討會議程及論文下載二一年五月三日字學國際學術研討會議程及書寫的表表。

研究中心二〇二一年十月二九日

⑩郭理遠「嬭加編鐘銘文補釋」『中国文字』総第二期二〇一九年

一〇月

著録略稱

『集成』:中國社會科學院考古研究所編『殷周金文集成(修訂增補本)』

中華書局、二〇〇七年

『新收』:鍾柏生等編『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』藝文印書館:

二〇〇六年

『銘圖』: 呉鎭烽編著『商周青銅器銘文暨圖像集成』上海古籍出版社、

二〇一二年

出版社、二〇一六年

『銘圖續』:呉鎭烽編著『商周青銅器銘文暨圖像集成續編』上海古籍

器物

編鐘(鈕鍾)は四組あるが、うち第一組の編鐘四器は鐘體が最大の順序は各器とも①鉦部→②右鼓部→③正鼓部→④左鼓部の順となの順序は各器とも①鉦部→②右鼓部→③正鼓部→④左鼓部の順となる。

⑥謝明文

「薛國故城所出圓鼎銘文小考」復旦大學出土文獻與古文字

余睪



表一 第一組編钟尺寸(単位:厘木)				
	M169:9	M169:12	M169:7	M169:10
编号	(图版一、二;	(图版三、四;	(图版五、六;	(图版七、八;
	图一、二)	图三、四)	图五、六)	图七、八)
舞修	23	23	22	20
铣长	32	32	30	27.5

飤 趩

食)。

易

(賜) 我霝舁 (終) 黄耇、用受璹 (介) 福。 其萬年母

母

翼翼)、

醑(醻)獻譽

(歌) 趭 (舞)、匽

(宴) 喜

(改)、至于孫子、石

(庶) 保用之。

其平龢、休思(淑)孔巽(煌)。大夫庶士、嬪=

(婚婚-齋齋) 趩々

(疆)、羼

以 侃 (選

樂好賓、嘉客、父脞(兄)及我大夫。用孝用享、受福無彊

(擇) 竒(我) 吉金、玄鏐黄鎛(鑪)、用自作宗彝龢鐘、台

二四

銘文隷定

命母 楚既爲代、 有此南洍。 **毋** (唯) 王正月初吉乙亥、曰「白(伯) 昏(括) 受命、帥禹之琽(堵)、
 太(吾)來(逑)匹之。

 変(毖)減(壯)
 攺 (改)」 余文王之孫、穆之元子、之邦于曾。余非敢乍(怍)聭 我態 (猷)、大 恥、

敪 夏。余典册氒(厥)徳、 陟、余复 洋洋)、余爲夫。余姟 余學 (勉) [小] 子加孄 (复 其彊 (疆) (滅ー黽 殹民之羝 (氐) 巨。攸= 몹 (嬭) 曰「烏(鳴) 虖(呼) 鄭 鄙 顫 圖)、行料曾邦、 **勉** 下 (舒) 屖 台(以)秀竒 (攸攸) 騾= (葬)公景 (遲)、鱓 (駢駢 我 早

> 9A 鉦 隹 唯 王正月初吉乙亥、 日白



長工立のもの

9A右鼓:括受命、 帥禹之堵、 有此南洍、余文王之孫



9A正鼓:穆之元子、之邦

9B 鉦:臧

壯

我感、大命母

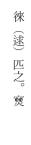
(毋) 攺(改)。余



辨业尹

9A左鼓:于曾。余非敢乍(怍)聭(恥)、楚既爲代(代)、盧

(吾)





声 過年 學

耕水 愛大倉

9B右鼓: 塗小子加孀 (嬭) 曰鳥 (鳴) 虖 (呼) 鄭 (龏) 公



新日本

9B正鼓:曩(早)陟、 余匇(復)其



鳳 X W 余 金本 黛

9B左鼓:彊

(疆) 몲

(鄙・圖)、行料曾邦、台(以) 天等(我)夏

智 書 作 举 事事 当門し



12A 右鼓: 羝(氐)

E, 攸=

(攸攸) 驜= (駢駢-洋洋)、余爲夫。余

原魚

無私

奉五八八

12A 鉦:余典册氒(厥) 徳、殹民之

二六

12A 正鼓:燙 (滅-黽) 頸(勉) 下 舒) 屖 (遅)

12B 鉦:政、

乍 作 竒 我

邦











12A 左鼓:뾎 (恭) 敳







嘭 1

12B 右鼓冢(家)余羼(擇) 習(我)吉金玄鏐黄



饱余春

12B 正鼓: 鎛 (鑪)、

用自作宗

범 to 用

(以) 樂好賓、 ら戦か 嘉客 震動 風

7. A右鼓:大夫。用孝用享、受福無

12B 左鼓: 彝龢鐘、

台

多福 大學大 1 H



并養

兒 及我

7A 鉦父矬

二八



7A正鼓:彊

(疆)、

羼

(侃) 其平

7B鉦:庶士



7A左鼓:龢、

休思

(淑) 孔蜌 (煌)。大夫

料管冬







溪

78正鼓:響(歌) 趭 (舞)、 匽















7B左鼓:喜

(饒) 齠 飲

飤

(食)。易(賜)







10A 右鼓: 异(終) 黄耇、

用









职



10A 鉦:我霝

10A 正鼓:受璹(介) 福













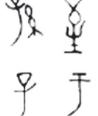
10A 左鼓:其萬年





10B 鉦:母 (毋) 攺







 $\stackrel{\equiv}{-}$

釋文

隹王正月初吉乙亥、 딛 白昏 (括)

臣》 卷十一に引く『帝王世紀』には、 ある。 适と白适は別人となっている。 又币(師)上(尚)父、又 「財を散ぜしむ」)を指す。 考えるに、 (散) には「文王又(有)态 (嫡)」(金文通解 伯墏は『史記』 宜生、又南宮适、 曾侯腆鐘には 周本紀にみえる南宮括(「南宮括に命じて鹿臺 「曾侯膷鐘」『漢字学研究』五号拙稿参照) 又南宮夭、 (有) その他の伝承文献によれば、 隹 (関 「南宮伯達」に作る。また清華簡 夭、 虔 王正月、 (號) 又 (有) 又沝 吉日甲午。 弔 (芮 (叔)」とあって、南宮 死 (泰) 癌 白 曾侯鹏曰、 (伯)、又白适 『藝文類聚』 (顛)、又 白暨 令良 ح

保用享」)とあって、 南公を享し、桓莊に至るまで、 二〇二〇年一期)には「曾公賦は曰う。 且と記されている。 旨 用って享せよ」(「曾公臘曰昔在辞不顯高且、 召事し、適襄(懐)多福。 克く周の文武を逨匹す。淑々たる白旨(括)小心有徳。一(上)□に -略…以享于其皇且 曾公晠編鐘 (括) 小心有徳。 (郭長江⑪等「曾公晽編鐘銘文初步釋讀」『江漢考古』 また、 召事一(上) 曾侯膷鐘にいう「白曁上啻 祖 有周を左右す。…中略…以て其の皇且 姫姓の諸侯として始めて曾に封建され實際 南公、 以て永命を祈む、 至于趄莊、 適寰 昔辞不顯なる高且に在っては、 (懐) 多福。 以祈永命、 克逨匹周之文武。 眉壽無疆、 (嫡) 左右有周。 眉壽無疆、 0 永く保ち 白墏は高 淑々白 祖 永

> の統治に當たった曾侯犺の父は、 皇且 祖 南公と呼ばれている。

られる。 姫姓の諸侯として始めて曾侯に封建され實際の統治に當たったと考え 堵され初封されたのは曾侯諫。 伯 追を繼いだ二代 目南公の息子の 犺が、 侯 隨州葉家山墓地出土青銅器銘文に見える名號から、 (名不明) までは、 殷代以來の舊曾侯家であり、 伯墏の時本領を安 曾侯諫、 曾

帥禹之堵、 有此南洍

郭長江①は

ある。 に引く『詩経』 については、『詩経』召南・江有汜に「江有汜」とあり、『説文解字 二八五春秋晩期)に見え、『尚書』 帥は率、 また、秦公簋では「禹迹」は九州の意味を持つ。 統率する意味」とする。 は 「江有洍」に作る。 「禹の堵」 禹貢には「茫茫たる禹迹」と 洍は汜と同じ。 は、 叔夷鏄 「有此南洍 (『集成』

と指摘する。

陳民鎮④は、

纘禹之緒」)を挙げ、 『詩經』魯頌・閟宮の 「循う」意味として、「帥禹之堵」を「禹の功業を継承する」。 緒を 「下土を奄有し、禹の緒を纘ぐ」(「奄有下土、

「功業の始め」とし、

また帥を帥型即

と解する。

第 考えるに、 一義的な「禹の治めた地域」と解したい。「有此南洍」は安大簡『詩 「禹の功業」 は 二義的には適合するが、 ここでは従来通

黄徳寛、徐在國主編))もまた同じ。『説文解字注』に て復た入るを汜と爲す」とある。 詩。下文に引く江有汜は、 (『安徽大学蔵戦國竹簡 (一)』(安徽大學漢字發展與應用研究中心編。 則ち毛詩也」とある。毛傳には「水の決し 「此れ葢し三家

様に、江水にまでいたる廣い南土を言うことが判る。 して、「江瀬(夏)に鴎(臨)むこと有らしむ」が、「有此南洍」と同 た表現であると思われる。(「王南公に譴(遣)命し、 (縈)宅し、淮尸(夷)を君比(庇)す」)。「抐 「有此南洍」は、曾侯與鐘にいう「闒 (臨) 有江瀬 (夏)」とよく似 (汭) 土に憥 (縈) 宅 功 ()) 土に憥

余文王之孫、穆之元子

郭長江①は

讀みが可能である。この文では孫子と讀むのが妥當である。 ない。書式に照らして考えるならば、子孫、孫子、 孫 は第一、三組編鐘では下に重文符號がある。第二、四組には 孫孫の三種の

とする

陳民鎮③は、

という。 謂う」とし、『詩経』大雅・文王に「文王孫子、本支百世」とある。 「孫子」と讀む。此の句は「曾國は周の文王の後裔であることを

夏立秋②は

·孫」は下の重文符號のあるなしに関わらず、皆な泛く後裔を指す。

祖名の後に「子孫」を用いる場合がある(「余有融之子孫」)。こ 器銘文中には、郳公鞁父鎛(『銘圖』一五八一五)のように、先 の鐘銘中の重文符號を帶びる「孫」も、 「子孫」「孫子」は金文中に常見するが、春秋期の自述形式の青銅 當時の用法からみて「子

という。

孫」とするのが適しているようにみえる。

孫子」と表記されている。 考えるに、本器の末尾には、「至于孫子、石(庶)保用之」とあって、

詳ではない。 ないが、曾穆侯が果たして曾侯寶の一代前の曾侯求に當るかどうかは 成』一一三六五)の「穆侯の子、西宮の孫」と関連して考えねばなら 「穆の元子」を、「曾穆侯の長子」とするならば、曾大工尹季怡戈(『集

之邦于曾

郭長江①は、

に作り、第二組は「出」に作るという。 「之」を「出」字の誤りとする。之の字は、第一、三、四組では「之」

とは往くことであり、曾地に往き邦を建てること。ここでは更め 矢簋(『集成』○四三二○西周早期)「宜に侯たれ」と同じく、「之」 (『近出』九四二、西周早期) 「克に命じて匽に侯たらしむ」宜侯 いは地名である。金文中に常見する「侯于某地」の記載は、克盉 「邦于曾」とは、 曾の地に在って邦を建てること。曾は國名ある

坏を出で、 が麥尊に(『集成』六〇一五、 く千里の外の南洍の地の曾國に處って建邦すること。 寫し錯える。「出邦于曾」とは、周人の中心區域から離脱し、 て「出」の字とすべきである。 (邢)」) 見える 井 那 に侯たれ」(「王令辟井 西周早期)「王辟井 之、 出の二字は形が近く、容易に 那 侯出坏、 (邢) 侯に令じ 同様の記載 侯于井 遠

という

夏立秋②は、

「出」は義の近い異文と看るべきである。けているところからしても、強いて誤字とする必要はなく、「之」すでに「之邦于曾」に對して「出でて曾に邦つくる」の解釋をつ三組は均しく「之」に作り、誤字の可能性は少ない。郭長江①は

という。

余非敢乍聭

夏立秋②は、

(次也」を、小徐本は「次也」に作り、『爾雅』釋言には「佴、貳也」讀みは同じく耳声の「佴」と合う。大徐本『説文解字』の「佴は「作佴」と讀むべきべきである。「聭」は鬼に從い、耳声(點)。

とあって、「余非敢作佴」は「余非敢作貳」であり、「貳」は「二

心を懐くこと」である。

而不敢貳焉、則敝邑之故也」)の例を擧げる。而して敢て貳せざるは敝(我)邑の故なり」。(「以陳蔡之密邇於楚、と言い、『春秋左氏傳』文公十七年の「陳、蔡の楚に密邇するをもって、

作祖考羞才(哉)」を擧げ、「詒羞(羞を遺す)」の意とする。復濟、唯爾有神裁之、沈玉而濟」、並びに戦国楚竹簡皇門十三簡の「毋襄公十八年の「其官臣偃實先後之、苟捷有功、無作神羞、官臣偃無敢郭理遠③は、『春秋左氏傳』哀公二年の「以集大事、無作三祖羞」、

が妥當であろう。 る。郭長江①が「怍耻(恥)」と讀むのは、「媿、慙也」に依る。これ鬼聲。愧、媿或从恥省」とある。聭は愧の異体字であって、鬼聲であ鬼聲。鬼或从恥省」とある。聰は愧の異体字であって、鬼聲であ

楚既爲代、盧(吾)徠(逑-仇)匹之

字は未釋、「匹」は匹敵と訓む。第長江①は、「代」字を「忒」と讀み、「差錯を爲す」と訓む。「4

陳民鎮③は

と讀むのが道理にかなっている。賈連翔の說では「代」を改めて當時の曾楚關係とはまったく合わない。「徠匹」は「仇匹する」らして、楚と忒を爲し、徠匹の訓みを「敵對する」とするのは、嬭加は楚王の娘であり、曾國は楚國の附庸と爲っているところか

「代」と讀み、「代」に繼承の字義があり、「楚旣爲代」とは、曾

國が代々楚國の附庸と成っている事を指す。

という

夏立秋②は、

でに模範を作成」したことをいう。下土之式。」の毛傳に「式、法也」とある。この句は「楚國はす代は「式」と讀むべきである。『詩経』・大雅・下武「成王之孚、

掲拙稿

とする。

陳斯鵬⑪は、

り、周に叛し貳してこれに附くのではない。る。曾國がこれを輔佐するのは、合法な政治に依拠するものであ楚國は、事實上の霸主となっており、周王の権力を南方で代行す

という

もの。

考えるに、この一文は曾侯與鐘の「劇用燮謞楚」と同じ意味合いの

管侯鐘(『銘圖續』一○二五)に「(変左) 右楚王。弗截(討) 是無(許)」
 世々盟誓が有って、今に至るまで改めてはいなという申し出に對して、隨人が「隨は辟小であるので、楚と密邇してという申し出に對して、隨人が「隨は辟小であるので、楚と密邇してという申し出に對して、隨人が「隨は辟小であるので、楚と密邇してという申し出に對して、隨人が「隨は辟小であるので、楚と密邇してという申し出に對して、隨人が「隨は辟小であるので、楚と密邇してという申し出に對して、隨人が「隨は辟小であるので、楚と密邇してという申し出に對して、時人が「強力」と答えて楚と別の事號のとりなした前七○四年以来、二世紀にわば、是話とは「公司」と言えている。具体的には、い」と答えて楚との「盟誓」があったことを示している。具体的には、い」と答えて楚との「盟誓」があったことを示している。具体的には、い」と答えて楚との「盟誓」があったことを示している。具体的には、い」と答えて楚との「盟誓」があったことを示している。具体的には、い」と答えて楚との「盟誓」があったことを示している。具体的には、い」と答えて楚との「盟誓」があったことを示している。

とあるもの。

だ「爲行」はやや意味が廣すぎる。「代」は『玉篇』(彳部第一百十九)には「與力切。行」とある。

た

欒書缶(『集成』一○○○八春秋)に「盧以て眉壽を旂る」とある。〔前壷(『集成』九七三五戦國晩期)に「吾君」を「盧君」に作る。また「盧」字は吾と通じ、一人稱として讀むのが通説である。中山王嚳

武を逨匹す」とあって、輔弼する意に用いられている。また曾公晠編鑵に「曾公畎曰う昔辞不顯高且に在っては、克く周之文筆す、余小子。肇舟(朕)皇且考の懿徳を帥井(型)し、用て保奠す」。「谜匹」は、單白吴生鐘(『集成』八二西周早期/銘文選二三五)に、

燹 (宓) 臧 (臧) 我慜 (猷)

釋して、成功と訓む。郭長江①は、「褒」を「密」字とし、安定と訓む、「臧」を「臧」と

陳民鎮③は、

作仰、美皃」) 作仰、美皃」) 作仰、美皃」。「夔」「邲」はみな「密」と讀み、安と訓むべきでと對比できる。「躛」「邲」はみな「密」と讀み、安と訓むべきで當該の句は、晉姜鼎(『集成』二八二六春秋早期)の「宣邲我猷」

「臧」は「臧」であって、『説文解字』卷三・臣部に「善也。从臣戕聲

漢字學研究 第一〇號

とある。

という。

晋姜鼎(『集成』二八二六春秋早期)

明徳、 余隹 用て辞辟を置 に君たり、余叚て妄寧せず、 (烈)、虔不彖 (弛)さず、京自を魯覃し、我萬民を辥む」(「隹王九月乙亥、晉姜曰。 「隹王九月乙亥、 (唯) 司 宣邲我猷、 (嗣) (紹) (弛)、魯覃京自 用豐 晉姜は曰う。余は隹れ朕先姑を司 朕先姑君晉邦、余不叚妄(荒)寧、巠(經)雝 匹 (弼) (紹) 明徳を巠雝 匹 し。每しみて氒の光刺に揚え、虔しみ象 (師)、 辥(乂)我萬民」)。 (弼) 辞 (台) 雍 Ļ 辟。 我猷を宣べ邲しみ、 每揚氒 (嗣) ぎて晉邦 (厥) 光剌 雍

城元武」などがそうである。 三、は徧ねく大義の有ることであり、「我謀劃は全て をすべきである。「臧」字は東周の文字には習見し、多くは壯の とすべきである。「臧」字は東周の文字には習見し、多くは壯の とすべきである。「臧」字は東周の文字には習見し、多くは壯の とすべきである。「臧」字は「とすべきである。本銘の「寒」もまた「毖」 夏立秋②は

としょう

う必聲」とある。 考えるに、『説文解字』には「宓」(卷七・宀部)「安なり。宀に从

と。正義に曰う「釋詁に曰う。密、康は靜なり。康は安なり。轉じて廢れた。大雅「止旅(居住する人)乃ち密」の傳に曰う「密は安なり」『說文解字注』に、『この字は經典では密に作る。密が行はれて宓が

以て相い訓む。是れ密を安となすを得る』とある。

也。从臣戕聲」とあってよくすること。西周晩期)には「戎工に臧武」とある。『説文解字』卷三•臣部に「善な)はだ 臧 く元いに武」とあり、號季子白盤(『集成』一〇一七三、城 字は周王孫季 幻 戈(『銘圖』一七一五四)〔義地崗出土〕に「孔(は

ろう。 ここでは、燹(宓)臧 は「安んじて良くす」と解するのが妥当であ

『銘圖』一五六○六)「武于戎攻(功)、誨(謀)魃(猷)不飤(忒)』。 「 選」 「 五六○六)「武于戎攻(功)、誨(謀)魃(猷)不飤(忒): 「 おっぱ、王孫誥鐘(淅川下寺春秋楚墓)

大命母 (母) 攺(改)

継承を、銘文に記している。 創業に際しての臣下の献身、臣下への遺命、その臣下の後裔への命の創業に際しての臣下の献身、臣下への遺命、その臣下の後裔への命と考えるに、師克盨(『集成』四四六七西周晩期)は、文武の受命と

先王、昔余既令女(汝)、今余佳鼛(申)章 乍 (王若日 隹 (唯) 爪牙」。王曰「克、余隹 「師克、 乃先且 不 (祖) 考又 (有) 丕 顯文武、 唯 雁 震 巠乃先且 庸 (膺) (就 受大令、 于周邦、 乃令、 祖 考克 羚 令女 干害王身、 匍有四方、 臣

更

(賡)

乃且

祖

翻

(司) 左右虎臣」〕。

淮尸 頁 曾侯與鐘では、 天命を確受して、 的内容は判然としないが、 を天命とする。〔「王南公に譴 れたもの。曾侯家にもまた同様に代々受け継いできた「天命」がある。 業時に、 また、曾侯與鐘銘文中には「楚命」の語も見える。「楚命」の具体 この銘文に照らせば、ここに言う「大命」とは、周の文・武王が創 に「新たに楚王に命せられ、天命を確受す。倗用て不廷を燮(お (夷) を君比 とあって、楚王もまた王位を継ぐときには、 臣下の助けもあって、 「周王から南公に遣命され、 不廷を燮めるという。 庇 し、江瀬 **倗戈(『新収』四六九、** (遣) 命し、 地 國を興し、それに對して天より授けら 夏 に鼲 (前掲拙稿 (臨) むこと有らしむ」〕)。 曾侯へと下されたもの_ (汭) 土に憥 (縈) 宅し 『淅川下寺』一八九 新たに命せられ

余學□子加孀(嬭)□

郭長江①は、

しく加嬭の自述の辭である嬭の自稱。女性が小子と稱するのは珍しいが、其の後の一段は均嬭の自稱。女性が小子と稱するのは珍しいが、其の後の一段は均「余鯱小子加嬭曰」の「虩(けき)」は、威嚴の貌。「小子」は加

漢字學研究 第一〇號

とする。

夏立秋②は、

と稱している。と称している。と称している。となど、子の銘(『銘圖』六二七四)の銘文中で、晉公は女兒に對して「小子」が子」と称するのはわずかである。とはいえ孤例ではなく、晉またその他いくつかの編鐘銘文に「小」字があるものの、女性が釋文中の「小」字は圖版では、その筆畫ではないように見える。

1) |t る。 ら看れば、是れは曾侯夫人の語氣とはおもえない。この段の下文 此句の後の一段は、 あるいは「从子、浼聲」となり、勉と讀むべきものではないか。 旁の殘に似る、 の製作であることが透けて見える もに通じるが。 爲婦爲夫」の意味は、 四組の銘文に據って補っているが、第一、二組の編鐘銘文は同じ にある「我爲夫」の語から、 「鯱」の字は、『デに作る。其の下部は 銘文の全篇三段落の主語は一致してみな曾侯である。郭長江 均しく「爲婦」の二字はなく、必ずしも奪字があるとはいえ 「我れ夫と爲り」は就ち曾侯寶の自稱、 「余爲夫」は 右旁は「免」である。分析すれば「从水、 銘文中の加嬭を勉勵する話から、 曾侯が加嬭を勵ます語。 [爲婦] 「婦と夫と爲り」となる。 の兩字を誤奪しているとして、 この一段の主語は加嬭の夫曾侯であ 子、 この段の話の内容か 他の組の銘文の「我 上部の左邊は「水 兩種の記述はと 編鐘が新婚時代 第三、

という。

考えるに、銘文冒頭の「曰。白昏(括)受命」の、主語が省略され

①は加嬭を、夏立秋②は曾侯を當てている。後文の解釋は異なるもの ているために、「余」に誰を當てるのか意見が分かれている。郭長江 という夏立秋の説に從う。 筆者は「銘文の全篇三段落の主語は一致してみな曾侯である。」

二人であることを説明しているのであり、事実上、金文中にある「丈 夫及夫人」の共同声明であるという。 呉冬明®は、第三、四組の銘文の「余爲婦爲夫」は、 更めて主語が

同様の共同声明の例として、以下の例を擧げている。

虚(さ)鐘(『集成』八九・泉屋六○、西周中期

「隹正月初吉丁亥、虛乍寶鐘、用追孝于己白(伯)、用亯(享)大宗、

用濼(樂)好芳(賓)、虘 用卲大宗」。

秦公鐘 (『集成』 二六二春秋早期

克明又心、盭 「公及王姬曰。余小子、余夙夕虔敬朕 (戾) 龢胤士、咸畜左右、 慧慧 朕 (藹藹) 祀 吕 (以) 受多福 (翼

受明徳、目(以)康奠鞣(協)朕(朕)或(國)、瀊(羨)百絲

(蠻)、」

盤 成』二六三五、 (筆者注。 (『中國出土青銅器』六・三〇〇)の「邿子姜首及邿公典作其盥 同様の「及(並びに、 西周晩期) の「鄭登伯及叔嬭作寶鼎」、 同じく)」の例に、鄭登伯鼎 邿子姜首 『集

がある。〕。

考えるに

ずに作る。 「余學□子」については、郭長江①が、 下部にあるのは「子」、上部の左邊は「水」旁に似る。右 鯱

> 旁は する。欠筆している中間の字は乃に似ているが、 て「勉小子」と釋してあながち誤りとはならないのではないかと推測 んか」)。ただ、挽は勉と同音であるので、右旁の「免」から勉字とし 字の字義はここではあてはまらない(『説文解字』「汙也。从水免聲」。 『詩経』に曰う「河水浼浼」。『孟子』に曰う「汝安んぞ能く我を浼さ · 挽」(『説文解字』 「生子免身也」)、 「浼」(『説文解字』 「汙也」)の兩 「免」である。「从水、挽聲」、あるいは「从子、浼聲」となるが、 不明である。

「余小子」については、 余と小子の間に、「余」が自らを形容する語

が入る場合がある。

蔡侯申鐘には「余唯末少子」とある。

また毛公鼎には

「司げる余小子彶ること弗ければ」

「烏虖(乎)、耀る余小子、 圂の囏 襲 に湛う」

とある。

『詩經』大雅周頌閔予小子には

「関れむ予小子、 家の不造に遭い、 媛媛として<u>疾</u>在り」

とある。

曾侯求鐘には 「嗚呼、 夒 (憂) える舍 (舍) 南 火 (小) 子」

とあって、毛公鼎の表現と似る。

とすれば、 本器銘文の「余學□子」の 學 \$ 同様の表現をして

いると考えられる。

今は仮に、 また、考えるに、 「余勉める小子」と解しておく。 加嬭の稱は、

本器以外の M169 出土器物では、

銅

は姓 楚王賸 用之 同様の例として、 ている。 永寶用之。」)の銘文中には嬭加に作るので、 匕に「加嬭行匕」とあり、 いる。一方で、興入れ後の制作にかかる本器並びに行器には加嬭となっ 人名は、 張叔一(「周代女子的姓氏制度」『史学集刊』一九九九年二期)は、 (春秋期の楚國の族姓である羋字と同じ)である。 から盗掘されたとみられる加嬭簋四件には (『銘圖續』三七五)とある。 (媵) 仲は、曾中 姓が前、 鷭 (隨) 名が後ろにある。 仲 仲嬭加飤緐 姫之牐壺の中と同じく中の姫の意であろう。 銅缶には「楚王勝随仲嬭加」とある。 (繁、鈑)。 銘文中の 随仲嬭加鼎(「唯王正月初吉丁亥、 勝器では姓、 其眉壽無朞 「加嬭」の加は私名、 「加嬭之行簋、 通常金文中の 名となって (期)、子孫 其永 また 嬭

を擧げている

無碁 前五七一年被殺」と年代設定している(『春秋左氏傳』襄公二年傳「楚 る者として、王子申盞盂の「王子申乍 站論文、二〇一二年一月一九日) 公子申を右司馬とするも、 黄錦前(「隨仲嬭加鼎補說」 と「加嬭」を同一人物とし、また王子申を「楚共王時人、於公元 (期)、永保用之」(『集成』四六四三、春秋中期)を擧げ、この 多く小国の賂を受け、以て子重、子幸に偪 復旦大學出土文獻與古文字研究中心網 は、 加爾 (作) 嘉嬭盞盂、 の年代設定を可能とす 其豐 (眉 壽

文選(六四七)は楚の昭公時代の人物とする〕。まる。楚人これを殺す。故書に曰う。楚その大夫公子申を殺す」)。〔銘

六○年前の共王時代の人物と推測できる。下るものであり、黄錦前の説によれば、王子申並びに加嬭はおよそ『春秋左氏傳』に拠って推し量れば、定公五年(前五○五年)をやや『春えるに、後代の曾侯與は楚の昭王時代の人物。曾侯與鐘の作器は、

烏虖(呼)鄭公曩(早)陟、余訇其彊啚(圖

郭長江①は、

あり、 鼎 智せず」(「昔者、盧先考成王、 最棄群臣、寡人 學蝩 とあるように、早の字。早陟は早逝すること 群臣を曩(早)棄し、寡人は學 「뾎」字は、王子午鼎(『集成』二八一一春秋晩期)に見え、「菡 (『集成』二八四〇戦国晩期) (恭) 靺屖 (遅)」とある。早逝した龏 (鄭) 公とは曾侯寶で 妻の加嬭がその境域を継続保全した。「曩」は、 幼 に「むかし、 媑 (童) にして未だ甬 盧 未甬 我 先考成王 (通 中山王嚳 智_) (通

讀むべきであり、庇護する意味とする。 小新⑦は、匇字は、第二組編鐘中には「保」とする。匇は「覆」と

という。

陳斯鵬⑪は、

の実父共王の没後、次代の康王への代替わりに伴う曾の領域保全弊公を楚の共王とする。この編鐘の作器理由は、曾侯寶の妻加嫻

うと訴えかけている(「余憩(訴)乃子加彌」)、下妻の亡父の徳を綴り、踏まえながら、今後も邦づくりに勉めよの継続が順調に進んだことを良しとすることである。そして、以の

という

斯鵬の説は穿ちすぎであろう。 考えるに、鄭公は、文脈から見て、曾侯寶の前の代の曾侯の名。陳

たい。 行われたのかもしれない。 継続をしてもらった事であろう。或いはその確認は周王朝に對しても ら曾侯寶への代替わりに際して、 取り戻し回復すること。ここに言う「余复其彊啚 段玉裁注に「小徐本有复無復」という。 一文は曾侯寶と加嬭の共同声明であるとの説に從って、釋讀をすすめ て、「衣匔」の匔は、『説文解字』匔字の下条に「匔或省イ」とあり、 **復は、多友鼎(『集成』二八三五西周晩期)** 秦公鐘の例に依り、 楚に従前どおりの本領安堵と盟約の **復は復の異体字である。皆な** に「衣匔筍 人孚」とあっ 余と加嬭が連名された (圖)」は、 鄭公か

行料曾邦、以警竒(我)夏

夏立秋②は、この字の右旁は、鐘銘の「擇」「鐘」等の字の「目」郭長江①は、「行」の後の字は釋して「相」とする。

陳斯鵬⑩は、光を柏と隷定し、伯の仮借字とする。〔筆者注。鍾離旁と對比すると、目の字ではなく、疑いを存すという。

君柏簠(『銘圖續』四九四)の柏鳖(人名)》〕

曾侯與鐘の翼≒字(「闒有江瀬」)と對照することができる。公問行伯用師之道」によれば覇道を行うこと。「夏」の字は繋に作る。考えるに、行伯は、『漢書』刑法志「桓公任用管仲、而國富民安。

で字は長と釋す。

夏立秋②は、

を以いて華夏を衛る」の意味。字かとおもわれるので、「屏」に讀むべきで、「以屏台夏」は「屏と釋するのは信じがたい。此の字の上部を見ると、「甹」に係る歌は図版と對比すると、其の上部の右側に一筆缺けており、「長」

という。

は「延長」を意味する「長」とする。よりも、「長(冬・発)」の構成要素に近いと思われるのて、ここで考えるに、その圖版は、『《光》のように見える。「甹(考)」

考えるに、以下の①②③において、辞、竒、陳民鎮⑤は、竒を其、厥(その)と釋する。

特字を使用して、一人

ている。称の台詞「わが」とするものは、祖先、祭器、彊域に對して用いられ

1

①曾侯晠編鐘

「曾公疄曰、昔在辞不(丕)顯高且(祖)」

戎生編鐘「戎生は曰う。辝皇祖憲公に休す」(《近出》二七邾公牼鐘「辝(我)龢鍾二鍺を鑄す」(『集成』一五一春秋晩期

②女子
如如編鐘

三四四

「行料曾邦、台(以)季型(我)夏」

『尚書』君爽に「惟文王尚克修和我有夏」とある。

「뺼=豫政、乍(作)竒(我)邦豪(家)」

余罿(擇)竒(我)吉金」

③曾侯與鐘

「用考台亨于 悻(💌)皇棡。以態釁雟」

祭鍴(し)を酢り、用て皇天及び我文 攷 を亯す、永く 幻(タヒ)邻王義楚觶「隹正月吉日丁酉、邻王義楚、余の吉金を睪び、自ら

身を保ち、子孫寶とせよ」(『集成』六五一二)

余典册氒(厥)徳、殹民之羝(氐)巨。

策に記載して規範とすること。楊伯峻注に「典策謂典籍簡册」とある。典册は典策と同じ。こでは典考えるに、『春秋左氏傳』定公四年「備物、典策、官司、彝器」の

しむ」という治政の徳業を継続していくための規範をいう。宅し、淮尸(夷)を君比(庇)し、江瀬(夏)に覷(臨)むこと有ら「徳」は、ここでは「王南公に譴(遣)命し、功(汭)土に憥(縈)

とあるので、「緊猶是也」の「是」と解する。
易物、惟徳緊物。毛詩『伊可懷也』の箋に云う。伊當作緊、緊猶是也文解字注》に、「叚借爲語書、左傳、王室之不壞、緊伯舅是賴、民不文解字」以緊字。緊は(『説文解字』卷十三、糸部烏雞切)段玉裁《鉛

漢字學研究 第一〇號

(矩)」は底平器具と指金、すなわち基本。「氐巨」は根本法則である。民之所亟」とあり、「亟」の通假「極」は、法度、準則。「羝(氐)巨民之羝(氐)巨は、王子午鼎(『集成』二八一一)に「令尹子庚殹

◎参考

「徳のありかた」を示す代表的な銘文を以下に擧げる。

引(おおい)にその徳に厭いて」して、「我有周に配した」もの。①毛公鼎(『集成』二八四一西周晩期)にいう「徳」は、「皇天が

[皇天から文武王へ]

「王若曰父 層、不(丕)顯文武、皇天引厭氒(厥)徳、配我有周.

雁(膺)受大命」

「單白(伯)旲生曰。不(丕)顯皇且(祖)剌(烈)考、徠匹之(先:

王、爵堇大令、余小子肇)帥井(型)

艖

(朕) 皇且

(祖) 考懿徳

用保奠」。

祖考が廣く下にある氒(厥)孫子に啓げて、大服に勵うようにし③番生簋蓋(『集成』四三二六西周晩期)にいう「元徳」〕は、皇

た」もの。〔皇祖考から後裔へ〕

廣啓氒(厥)孫子于下、勵于大服、番生不敢弗帥井(型)皇且(祖)「不(丕)顯皇且(祖)考、穆穆克慎氒(厥)徳、嚴才(在)上、

考不(丕)杯(丕)元徳、用醽(申)駰(紹)大令、甹(屛)王

立位。

陳斯鵬⑪は、徳を楚の共王の徳とする。
刺(烈)徳、介徳、懿徳といった「徳」の名が示されている。(単の都鼎(『集成』二六三○西周中期)には、孔徳、安徳、麩徳、

攸=(攸攸)驜=

郭長江①は

號がある。字義は不詳、驍驍は攸攸と意味が近い。」態がある。字義は不詳、驍駢は人馬に從い羌に從う。字の下に重文符とする」とある)。 駐は从馬に從い羌に從う。字の下に重文符とする」とある)。 駐は从馬に從い羌に從う。字の下に重文符號があるので、悠悠は長久、連綿として不「攸、字の下に重文符號があるので、悠悠は長久、連綿として不

夏立秋②は、

意味である。 意味である。 意味である。 意味である。 意味である。 意味である。 意味である。 意味である。 意味である。 『孟子』 とは、舒緩搖尾の貌」とある。下の句中の「舒遲」もまた類似のとは、舒緩搖尾の貌」とある。下の句中の「舒遲」もまた類似のとは、舒緩搖尾の貌」とある。下の句中の「舒遲」もまた類似の「洋漢」字の右旁は羊、糸に從う。「驜」と「羕」の古音は近い。「洋

いう。

考えるに、包山楚簡一二八「左尹與鄴公」の「素」は羕の異体字で

(『包山楚簡』釋文)ある。

じである。夏立秋の説に從い、「寬やかで舒ろな」の意に解する。と同字であると思われる。よって本銘文の★字もまた字音は蒙と同して、蒙、鄴、鄴の同字使い分けが行われている。これは曾姬無卹壺して、蒙、歎、歎の同字使い分けが行われている。これは曾姬無卹壺して、蒙陵」が見え、包山楚簡一六六・一六九「鄴陵人」と照ら

余爲夫。余姟(滅)頭下(舒)屖(遲)

郭長江①は、

歴代曾侯を指す」という。に從う、讀みは滅、減少の意味。頸、讀みは顯。下辟は死去したに從う、讀みは滅、減少の意味。頸、讀みは顯。下辟は死去した「余爲夫」は、第三、四組では「爲婦爲夫」に作る。「滅は減と火

夏立秋②は、

見母魚部の「古」と通用の例がある。 釋すべきであり、 阜陽漢簡は「沕(音密)沒同心」に作る。「辟」の字は「屖」と と「古」の古音は相い近い。聲音上から看れば、「下屖」の讀み は多く「麩」の字の表示に用いられる。「下」の古音は匣母魚部 んべん)」と讀むべきである。 水中也。从頁、、夏、夏亦聲。」夏は沒と同じ。「滅頭」は の語は金文に習見、「遲」は多く「屖(さい)」聲の字に、「舒 「下屖」の讀みは「舒遲」とすべきである。「舒 『詩經』・邶風・谷風の「黽勉同心」、 慧 に見える。 の聲旁の「害」「夫_ 「頭、 「黽勉(べ 内頭

は 「舒遲」で問題ない。

耕遲、 とあり、 密勿、蠠没皆以聲近通假」とある。 屋(遅)」は、王孫誥鐘銘文に「惄 考えるに、「燙頭」は、 註に「蠠沒、 谡 (記) 猶黽勉。 趩趩」とある。 陳喬樅 又莫筆切、 『詩經四家異文攷』に (淑) 于威義 蠠没は『爾雅』釋詁に 音密」とある。 (儀)、 込 「僶俛、 (溫) 龏 「蠠沒、勉也 〒 黽勉、 **舒** 恭

夏立秋②説が妥當であると思われる。

恭 敪 (作) 音 (我)

る諸公子を指すとおもわれる。 又大到切」とある。 考えるに、『説文解字注』の 翳者、 華葢也。 **儔公は、下文の我大夫と並列であり、曾侯を扶け** 引伸爲凡覆蔽之偁。 「儔」(卷八・人部・直由切) 按『玉篇』 **儔直流切。** 侣也 には、 殴羽

右し、 らかにす」と見えるものと類似する表現 れ正五月初吉孟庚、蔡侯

韓は曰う。 (寧) 忘 **霍** (爲)政」は、蔡侯

韓 (かくかく) として政を豫 (荒) せず、虔しむこと有りて易 余は唯れ末少子なるも、 (『集成』二一〇春秋晩期) (爲) Ļ (惕) たらず、楚王を봹 天命を是れ運(あき) 余敢えて に「隹

多く見える (家) 字は、 (包山楚簡一二八) をはじめとして、 楚簡に

> 樂好賓、嘉客、父胜 (擇) 竒 (我 (兄) 及我大夫。 吉金、 玄鏐黄鎛 用孝用享、受福無彊 (鑪)、 用自作宗彝龢鐘、 (疆)、 台 羼 以 侃

其平龢、

休思

淑

孔皝

(煌)。

曾伯霥簠 (『集成』四六三一、春秋早期) 用例が示されている。 二期一二七頁)には、 李建西、 李延祥 「銅料名稱 作鑄銘文中の銅材の種類及び「輝く色合い」の 「玄鏐黄鎛 (鑪)」 考」(『江漢考古』二〇一〇年 は、 K 「余睪其吉金黄鑪 玄く美しい黄膚の銅掟。

余用自乍遊固」とある

「羼(侃)其平龢」の羼字について、

陳民鎮③は

とする。 のは、 衛侯虔、 于魯稷門之外」)・(簡一二四「遂以齊侯貸、 につくることをあげ(簡一二〇「越公與齊侯貸、 清華簡《繫年》簡一二〇「魯侯侃」が、簡一二四では「魯侯羴 **鮮** 「侃如」と讀むべきである。 鄭伯駘朝周王于周」)、また、郭店簡〔性自命出〕 女 (如) 也斯喜」、上博簡に〔性情論〕「羴如」とあるも 侃 は和樂の貌である。 魯侯羴(顯)、 魯侯侃 宋公田、 に「則 盟

るはずである。 秦公鎛(『集成』二七〇春秋中期) 「侃」を和樂すると釋するならば、 考えるに、「龢」は沇児鎛(『集成』二〇三春秋晩期) 「其の平龢」 に「協龢萬民」等の使用例がある。 は 和樂する対象とな 「龢會百生」、

| 瀬鐘(【淅川下寺】頁二八二、『新収』四八七)に鐘を形容して

える。(和)平にして均(韻)は煌(かがや)かし。霝色は華の若し」と見

與其□市良是平之、● また、陳建新⑮が擧げる、衛侯之孫書鐘(『銘三』第一二七九) (揚)」とあって、 余吉金、 乍 作 「龢平」は鐘の音律である。 熤 既 (鑄) 龢妰 余寶鐘、 <u>E</u> 訌 成甖 我鐘 (鑄) 六艪 (既) 平妰 (肆)、 に 且 睪 則

なはだ煌らかである」と解せよう。と解しうる。また、休悉(淑)孔鉎(煌)とは、「音色の善さは、はこれに從い、「羼(侃)其平龢」とは、「その音律を和楽して整える」

趣(舞) 大夫庶士、嬪=(齋齋)趩 [=](翼翼)、醨(醻)獻磬(歌)

夏立秋②は、「齋翼酬獻歌舞」に作る。和酬すること

恭敬思辭也」〕 意味。〔筆者注。『詩經』大雅・文王「厥猶翼翼」の毛傳「翼翼、意味。〔筆者注。『詩經』大雅・文王「厥猶翼翼」の毛傳「翼翼、選出」の字は王子午鼎(『銘圖』二四六八)に見え、「畏 期(忌)

『漢書』禮樂志「王侯秉徳、其鄰翼翼」。『管子』弟子職「夙興夜寐、衣帶必飾、朝益暮習、小心翼翼」。考えるに、「翼翼」の例としては「小心」と繋げて、以下の例がある。とする。

翼翼」。『詩經』大雅・大明「維此文王、小心翼翼」。烝民「令儀令色、小心

春秋晩期)字があるのと同様、趣もまた舞の異体字である。う歌の異体字。「舞」には、辵に從う「‱」(僕兒鐘、『集成』一八四「歌」は郭店楚簡・窮達以時五に孫に作る。響もまた字音、可に從

保用之。 受璟 屡喜 (介) 齠 福。 飲 其萬年母 飤 (食)。 (毋 易 攺 (賜) (改)、 我霝异 至于孫子、 (終) 黄耇、 石 (庶) 用

用自乍 (作) 仲大父鑫簋 (『集成』四二〇四西周晩期) [隨縣均川區熊家老灣出土] に、 **霝冬(終)**、其邁 唯五月既生霸庚申、曾中 「霝弁 (終) 寶殷、 黄耇」の語を用いる曾國青銅器銘文の例としては、 (萬) 螽其用追孝于其皇考、 年子子孫孫永寶用亯」がある。 (仲) 大父鑫廼用吉攸 用易 (**盤**) 賜 臤乃鸐 舋 (眉) 壽黄者 金 曾

夏立秋②は、瓊穹について

正也」、 如 「弴」字は母に作り、「寶」とするのは正確でない。 四五三三 「割」字角と對比できる。この句は叔多父盤 愁如、 『釋文』に「介、大也」とある。 貞吉。 の「受害 受茲介福、 <u>介</u> 福」に近い。 于其王母」、 象傳「受玆介福、 『易経』晉・六二に 曾侯乙編鐘 (『銘圖』 以中 晉

謝明文⑯は、石(庶)保用之について、

という。

〔筆者注。鐸部(石)は、魚部(庶)の入声〕、石はまた本来石聲らんことを石う、子子孫孫其萬年永寶用、夙夜于厥宗用」を挙げ、の「倗伯肈めて寶簋を作る……中略……其れ則ち福は用て百福な倗伯簋(《山西珍貴文物檔案》一○、六七頁、《倗金集萃》六二)

と言う。

に從う、

庶と讀むことができる。

訓読

くる。 まる母 れに徠匹す。我が感 さ)め、 **隹れ王の正月初吉乙亥、曰ら「白昏命を受け、禹之琽** 余敢えて乍 (母) し」と。 此こに南洍有り。余は文王の孫、穆の元子、之きて曾に邦つ (作) 聭せず、 (猷 を変 (毖) 楚は既に代(代)を爲し、 脦 (壯) とし、大命は攺 (堵) **盧れら之** を帥 改 おお

に陟す。 殹 台 以 以 (畏)す。

뺼々として政を豫(爲)し、

高(我)邦聚(家)を乍 (是) 頸 (勉) 小子、加孀 て 竒 (我) 余は其の彊 れ民の羝 (勉) 下 舒) 夏を繋や(なが)くせん。余氒(厥)の徳を典册し、 (氐) 巨とせん。 (疆 屖 嬭 몲 遲 曰う「烏虖 (**圖** として、儔公、及び我大夫を鄭 を复 攸=驜=、余夫と爲り。 (復) したり、曾邦に行業し、 (呼)。 鄭(龏、 共 公量 余娫(滅 (恭) 早 作

龢鐘を作る。 余竒 (我) 用て孝し用て享し、 吉金の玄鏐黄鎛 台 て好賓、 福を受ること彊 嘉客、 (鑪) なるを睪 父胜 疆 (兄) 及び我大夫を樂しま (擇) 無く、 び、 其の平龢を羼 用て自ら宗彝 さん」と。

ことを。其れ萬年攺 す。 して響 侃 我が 需 弁 (終) くして、 歌 趭 休思 (舞) 黄耇を易 淑 (改) ること母 を釂 は孔胜 (醻) 賜 獻し、 (煌)。 り、 (毋) く、孫子に至るまで、石 **歙** (飲) 大夫、 用て瑇 庶士、 飤 介 食) 福を受けられん 娇=趩 [=] を医喜(饎 لح

現代文

之れを保用せん。

之れに徠匹してきた。私の謀りごとは燹 楚はすでに(南方の統治者として)代(代)を爲し、 邦つくる。 がある。私は文王の孫、 けられて、 **隹れは王の正月初吉乙亥のこと、** 周王室から授かった大命は攺まることはない」 私はあえて乍 禹のひらいた領域 (诸) 穆(侯)の嫡子であり、 (作) 聭するような行動をとらないでおこう。 を統帥し、 (曾侯寶は) (毖) く 減 此の南方の洍 日う「白昏は命を受 遠く出で離れた曾に 盧
(我) れらは (成就)されてお (水涯)

て政を行い、 て。 册に記載し、 曾の邦に政道を行い、長く我夏の領域を保とう。 上に陟られたが、私は其の彊域を従前どおり安堵することができた、 私學 勤勉にまたゆっくりと、居並ぶ公子や大夫を恭い慎しみ、つとめ **勉** 我邦家をおこしていこう」。 ゆったりとした、民の行いの基本としよう。私は夫とし める小子と、 加孀 嬭 は曰う「ああ、 私は祖先の徳行を簡 解公は早くに天

享祀して、福を受かることが限りないように。その音律の平龢をなごた。これを用いてよき賓客、父兄及び我が大夫を樂しませよう。よく私は、玄くかつ黄肌の良い銅材を選び、自ら宗廟の彝器、編鐘を作っ

長くこの編鐘を用いることを願う。福を受けられることが、萬年改まることないよう、孫子に至るまで、禰し、宴の飲食をたのしむ。私によき終わりと長壽を賜わり、大きなませ、淑きことは孔煌として、大夫庶士は、慎みゆったりと歌舞を応

(立命館大學白川静記念東洋文字文化研究所客員研究員)